



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q1** 労災保険料率が4月から改正されるそうですね。労災保険料は会社が支払うためよく知らないのですが、保険料が決められる仕組みも含めて教えてください。

**A1** 労災とは労働者災害補償保険の略で、労働者が業務上または通勤途上に災害に会い、負傷、疾病、障害または死亡した場合給付等を行う制度を言います。正社員やパートなどの雇用形態に関係なく、すべての労働者が適用対象となりますが、業務執行権を持つ役員には適用されません。(役員には特別加入制度有)

労災保険料は雇用保険料と併せ、年一回、保険年度(4月1日～翌年3月31日まで)の支払い賃金を基に計算し、7月10日までに会社が納付します。一般の人にはわかりにくいですね。(雇用保険は一部本人負担ですが労災保険は全額会社負担です)

労災保険料は業種ごとの労災発生状況などを考慮して3年ごとに改定しており、この平成30年4月に改定されます。

事業の内容により現在54種の労災保険料率が設定されています。近年保険給付が減少しているため全業種平均4.7/1000から4.5へ引き下げられます。

引き下げられた主な業種を上げると「建築事業」が11/1000から9.5に「既設建築物設備工事業」が15/1000から12に「機械器具製造業」が5.5/1000から5に、20業種の保険料が下げられました。引き上げられたのは、「ガラス又はセメント製造業」が5.5/1000から6に、「非鉄金属精錬業」が6.5/1000から7とわずか3業種です。

また事業の災害率程度によって保険料率や保険料額を上下させる「メリット制」が設けられています。このメリット制は一定以上の保険料以上を納める会社でないと適用できません。労働者の少ない会社では事故により保険を使用しても労災保険料は上がりませんので、労災は労災として正しく手続きをして欲しいと思います。

**Q2** 「役員の特別加入制度」があるということですが、どのような仕組みになっているのでしょうか?

**A2** 特別加入制度とは、役員であっても、業務の実態や災害発生状況からみて、労働者に準じて保護することがふさわしいと見なされる人に、一定の要件の下に労災保険に特別に加入することを認めている制度です。

特別加入できる範囲は、中小企業事業主・一人親方等・特定作業従事者・海外派遣者の4種です。元々労働者のための保険ですから、労働者性の強い事業主・自営業主・家族従業者以外の方は対象になりません。

例えば、中小企業の場合、労働者と共に同様の業務に従事し負傷した場合に対象となります。建設の事業などの自営業者は「一人親方」として自分自身で業務に従事するため、労働者に準じて保護されます。

労災保険は国内のみ適用されます。海外の事業場に属し、その事業場の指揮命令に従って業務を行う海外派遣者に関しては日本の労災保険法の適用はありません。しかし、諸外国の中には日本の労災保険給付の水準より低く、日本国内で労災を被った場合に当然受けられる給付が受けられないことがあるため、海外での労災に対する補償対策として設けられています。

家事支援従事者は事業主と同居し、生計を一にするものであるため、労働基準法の労働者ではないとして、特別加入制度の対象となっておりませんでした。昨今の女性活躍推進の中で、家事・育児サービスの需要増大を受け、家事支援従事者の就労条件を整備するため、特別加入の対象とするか検討が始められました。

※特別加入するには原則として事務組合に委託しなければなりません。詳細はお尋ねください。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980